様式第１号

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　下記により、　　　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金の交付を受けたいので、補助金等の手続き等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　県費補助金所要額調書　　　　　別表１のとおり

３　県費補助金所要額内訳書　　　　別表２のとおり

　（添付書類）

１　歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）

２　補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。）の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

様式第２号

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　　　　印

　　　　　年　　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　　　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のとおり交付する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　支払方法　　　　　概　　算　　払

３　交付の条件

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助金の使途が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の全部またはその一部を返還するものとする。

　　　ア　補助金をサービスの提供に要する費用以外に使用したとき

　　　イ　その他知事の指示に従わないとき又は「埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱」に違反したとき

様式第３号（１）

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金概算払請求書

 　　　　年　月　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

 　　　法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

 理事長名 　　　 　　　印

 (理事長印)

　　　　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金第　回支払分として、次のとおり支払われたく請求します。

請求額　　　金　　　　　　　　　円

　＜内　訳＞

 交付決定額 　 　　　　　　　　円

 受領済額 　 　 円

 今回請求額 　 　 円

 残　　　額 　 　　　円

|  |
| --- |
|  債権者コード NO |

様式第３号（２)

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金概算払請求書

 　 　　　年　月　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

 法人所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

 理事長名 　　　 　　　印

 (理事長印)

　　　　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金第　回支払分として、次のとおり支払われたく請求します。

請求額　　　金　　　　　　　　　円

　＜内　訳＞

 交付決定額 　 　　　　　　　　円

 受領済額 　 　 円

 今回請求額 　 　 円

 残　　　額 　 　　　円

|  |
| --- |
|  下記の銀行口座に振り替えてください。 |
|  金融機関名　　　　　　　　　 　支店 普通・当座 口座NO |
|  フリガナ  |
|  口座名義 |

様式第４号

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金変更交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　　年　月　日付け　第　　　号で交付決定のあった埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金について、次のとおり変更したいので、補助金等の手続き等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　当初交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　変更交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　県費補助金所要額調書　　　　　別表１のとおり

３　県費補助金所要額内訳書　　　　別表２のとおり

　（添付書類）

１　歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）

２　補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（サービスの提供に要する費用相当額を明らかにすること。）の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程（但し、交付申請時と同内容であれば省略可）

様式第５号

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金変更交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　　　　印

　　　　　年　　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のとおり交付する。

記

１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

２　支払方法　　　　　概　　算　　払

３　交付の条件

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）補助金の使途が次のいずれかに該当する場合においては、補助金の全部またはその一部

　　を返還するものとする。

　　　ア　補助金をサービスの提供に要する費用以外に使用したとき

　　　イ　その他知事の指示に従わないとき又は「埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に

　　　要する費用補助金交付要綱」に違反したとき

様式第６号

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　　年　　月　　日付け　　　第　　号で交付決定の通知を受けた　　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業が完了したので、補助金の交付手続きに関する規則第１３条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

１　県費補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　円

２　県費補助金事業実績額　　金　　　　　　　　　円

様式第７号（１）

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　　　　　印

　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定した　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、　　　年　　月　　日付け　　　第　　号の事業実績報告に基づき、交付額を金　　　　　　円に確定したので通知します。

様式第７号（２）

年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　　　　　印

　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定した　　年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、　　　年　　月　　日付け　　　第　　号の事業実績報告に基づき、交付額を金　　　　　　円に確定したので通知します。

　なお、超過交付となった金　　　　　　　円については、　　年　月　日までに返還してください。

参考様式

埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書（変更）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）

　　　　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人代表者氏名

　埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績額に変更があったので、関係書類を添えて報告します。

記

１　県費補助金事業実績額（変更前）　金　　　　　　　　　　円

２　県費補助金事業実績額（変更後）　金　　　　　　　　　　円

３　県費補助金精算書　　　　　　　　別表１のとおり

４　県費補助金精算内訳書　　　　　　別表２のとおり

　（添付書類）

１　歳入歳出決算書抄本

２　補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料及びそのサービスの提供に要する費用相当額を明らかにすることができる当該施設の入所要綱等（但し、交付申請時と同内容であれば省略可）